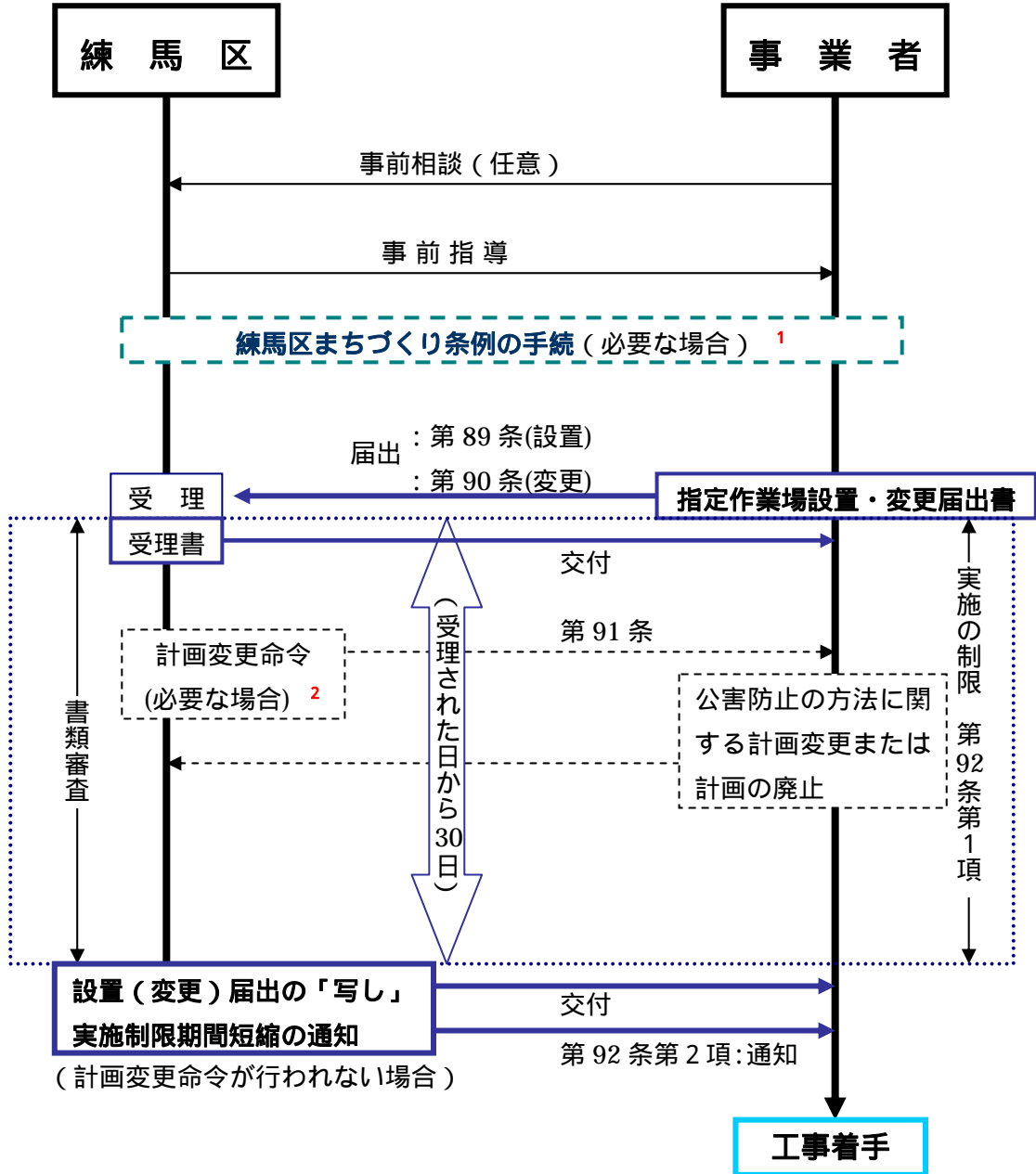


東京都環境確保条例に基づく 指定作業場の手続きの流れ

(図のなかの条文番号は東京都環境確保条例の条文番号です。)



申請に必要な書類については、「指定作業場の設置・変更届について」のページをご覧ください。

- 1 以下の場合は、練馬区まちづくり条例の手続きが先行して必要になります。
300㎡以上の、駐車場、材料置き場、ウエスト・スクラップ処理場、ペット火葬施設
詳しくは、「練馬区まちづくり条例に基づく開発調整の手続き」のページをごらんください。
- 2 計画変更命令は届出に係る指定作業場におけるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動、悪臭の防止の方法等において規制基準超過が明らかな場合等に発せられます。